

保護者様

東京都立田無高等学校

学校保健安全法施行規則により「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した生徒が登校できない期間です（出席停止期間は欠席扱いにはなりません）。

別表にある感染症の可能性があつて欠席させる場合には、授業開始時間前に学校へ連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示により他へ感染させるおそれがなくなり登校を再開する際には、以下の「学校感染症による出席停止届」を保護者が記入の上、担任へご提出ください。

- * 医療機関を受診したうえで感染症もしくはその疑いであると診断された場合に出席停止となります。
- * 医療機関を受診した根拠となるもの（領収書・薬の説明書きのコピー等）この用紙に添付しご提出ください。

学校感染症による出席停止届

東京都立田無高等学校長殿

_____年 _____組 _____番 氏名 _____

下記の疾患について _____月 _____日（_____）に発症し、 _____月 _____日（_____）に医師の診断を受けました。

このため _____月 _____日（_____） _____限から _____月 _____日（_____） _____限まで療養させていましたが、登校を再開させますので連絡いたします。

記

疾 患 名 : _____

受診した医療機関名 : _____

医療機関の電話番号 : _____

令和 _____年 _____月 _____日

保護者氏名 _____ 印

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

令和5年5月8日改訂

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう 南米出血熱 ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS) 中東呼吸器症候群(MARS)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種感染症	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日 (幼児にあつては、3日)を経過するまで解 熱後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した 後1日を経過するまで ※出席停止解除後、発症から10日間を経過する までは、マスクの着用を推奨する
	百日咳	抗特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な 菌薬療法による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した 後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になる まで
	風しん (3日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで。
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで
第三種感染症	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸 チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性 結膜炎 その他の感染症(感染性胃腸炎、マイコ プラズマ感染症、溶連菌感染症、手足口病、伝染性 紅斑等)	病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで

学校保健安全法施行規則より抜粋